

# —この笑顔に こたえたい—



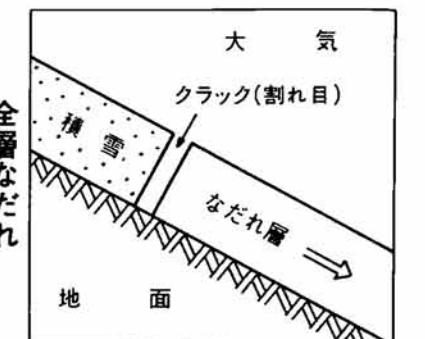
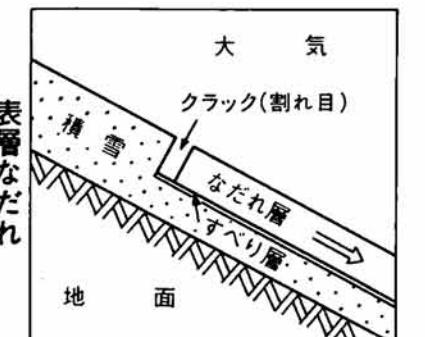
ちよぶ 62,1  
No.361

発行 新潟県板尾市長

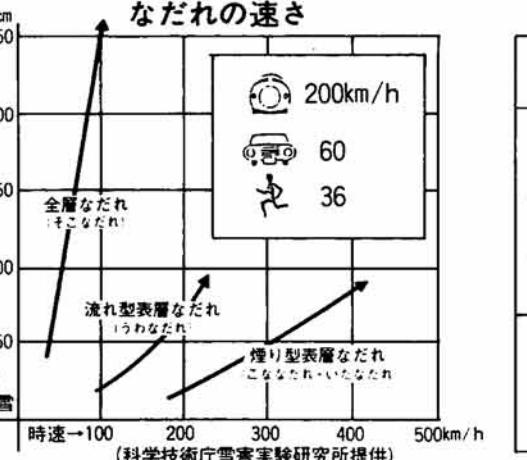
編集 板尾市総務課 (0258)52-2151

とちお三六二号 昭和六十二年一月十日発行

## なだれの種類



## なだれの速さ



ことしも本格的な降雪期を迎える。なだれの発生しやすい季節となりました。通勤・通学時などになだれ事故にあわないようお互いに万全の注意をいたしましょう。なだれが発生しやすいのは次のようなときです。

▼急傾斜の斜面に発生しやすく、特に常習的に雪庇や吹きだまりができる斜面に多く発します。

▼気温が低い時、すでにある積雪の上に、短期間に大量の降雪があった場合に発生しやすい。

▼過去になだれが発生した斜面や傾斜角度三十五度から四十五度の木の無い所に発生しやすい。

▼気温が上昇する春先に発生しやすく、特に降雨後やフエーン現象等で気温が上昇した時に多発します。

▼なだれ発生前に雪削れや雪ひだの兆候が見られますので、その変化に特に注意しましょう。

ことしも本格的な降雪期を迎える。なだれの発生しやすい季節となりました。通勤・通学時などになだれ事故にあわないようお互いに万全の注意をいたしましょう。なだれが発生しやすいのは次のようなときです。

▼零度以下の低温が続くと発生しやすく、特に一月・二月に多発しています。

▼なだれの速さは、全層なだれでは、積雪五六十㌢で約百六十㍍にもなり、二・五㍍では時速約百㍍になります。

なだれの速さは、全層なだれの場合、積雪二㍍で時速約八十㍍、二・五㍍では時速

なだれの速さと力は想像以上に恐ろしいものです。なだれの速さは、全層なだれでは、積雪五六十㌢で約百六十㍍にもなり、二・五㍍では時速約百㍍になります。また、なだれの力は、全層なだれで一平方㍍当たりに加わる力は約十・六十分、中規模の表層なだれで約一・十一分、大規模なものは十・百・もの衝撃力となり、鉄筋コンクリートの建物がこわれるほどの大威力があります。(左表参照)

## なだれの力

種類	衝撃力 (1m <sup>2</sup> )	予想被害
煙り型 (いとななだれ)	表層なだれ (小規模) 0.1 ~ 1	ドアが開く、窓ガラスがわられる
	表層なだれ (中規模) 1 ~ 10	家がこわれる、木がねこそぎになる
	表層なだれ (大規模) 10 ~ 100	鉄筋コンクリートの建物がこわれる
流れ型	表層なだれ (うわなだれ) 1 ~ 10	
	全層なだれ (そこのなだれ) 10 ~ 60	

(科学技術庁雪害実験研究所提供)



## 今月の表紙

## 寄附御礼

諫佐金助さん (新山) ..... 備品  
(新山克雪生活センター備品として、手織機1台、座縫および部品一式、糸縫1台をいただきました。市は有効に利用させていただきます。)

板尾手織組合 ..... 備品  
(新山克雪生活センター備品として、手織機1台をいただきました。市は有効に利用させていただきます。)

板尾産業株 ..... 100万円  
(刈谷田中学校建設整備資金にと寄附をいただきました。市は有効に活用させていただきます。)

市民のみなさん、新年おめでとうございます。二十一世紀まであと十三年。今ある私たちが、将来を見つめ、英知をかたむけ、活力ある郷土とはどうあるべきかを話し合い、次代を担うこの子どもたちが、安心して住める板尾市を築くことを急務と考えます。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

昭和62年の年頭にあたり



## 新年のごあいさつ

市長 杣 淳 衛

議長 荒木 幸男

# 市議会も全力を傾注します

## 活気ある市の基盤づくりに

新年あけましておめでとうございます。  
日ごろから市議会に対する温かいご理解と絶大なるご協力をたまわり、厚くお礼申し上げます。

市の事業は、非常に厳しい状況にありながら、刈谷田中学校および精神薄弱者施設の着工、都市計画道路柄尾・下塩谷線、備橋の完成、県道見附・柄尾線榆原トンネルの完成等、計画どおりに進捗し、着実に市発展への基盤が築かれてまいりました。

これも、関係の皆様方が柄尾市を良くしようとする心強いご理解とご協力によるもので、心から深く感謝申し上げところでございます。

しかし、柄尾市をとりまく諸情勢は、

非常に厳しいものがあり、特に繊維業界の皆様には長期化する円高不況により、かつてない厳しい情勢の中で、業界一丸となつてこれを乗り越えていただきたいと念願するものであります。

繊維業界あつての柄尾市であり、市民もより微力ではございますが、過去二十三年間の市議会議員経験を基に、市民のみなさんから寄せられました信頼と期待に応えるよう、決意を新たにして、二十一世紀を展望した、住みよいまちづくりの実現を目指し、全力を尽くす所存でございます。

さて、市民のみなさんもご承知のとおり、国においては社会・経済面におきまして、そのいろいろな政策の転換ならびに改革が検討されております。このことは、私ども地方自治体にも当然のことながら、その政策面・財政面に波及されることであり、対応策が真剣に考えられなければならない時期であります。

新年あけましておめでとうございま

す。

昭和六十二年の年頭にあたり、市民のみなさんに謹んで新年のご祝辞を申し上げます。

私は、先般の市長選挙におきまして、市民のみなさんの力強いご支援をたまわり、市政を担当することになりました。

このたびの選挙をつうじまして、改めて政治を志す者の自覚と、市民のみなさんが何を求めているか、を身にしみて感じるとともに、責務の重大さを痛感いたしております。

もとより微力ではございますが、過

去二十三年間の市議会議員経験を基に、市民のみなさんから寄せられました信頼と期待に応えるよう、決意を新たにして、二十一世紀を展望した、住みよいまちづくりの実現を目指し、全力を尽くす所存でございます。

さらに、自治体の政策もハードな面からソフトな面への考え方も必要になってくる、むずかしい時代に入ろうかと思います。

このことは、私ども地方自治体にも強いまちづくり、福祉の充実、スポーツ・文化・芸術等の振興、その他市民のみなさんのニーズに耳を傾けています。

このほか、高速交通時代に対応した

道路整備の促進、商店街の近代化、雪

に強いまちづくり、福祉の充実、スポ

ル・文化・芸術等の振興、その他市

民のみなさんのニーズに耳を傾けてい

ます。

さらに、心のふれ合う思いやりの市政、「公平で、行き届いた市民サービスの推進」を行政の基本として、努力してまいりたいと考えております。

また、柄尾市は水と緑など、自然に恵まれた地であります。この恵まれた自然を有効に活用するとともに、地場産業の活性化をはじめ、企業誘致などに努力し、いわゆる「自然と産業が調

和した文化都市」を目指し、二十一世纪にむけて頑張る所存であります。

当面の課題としては、渡辺前市長のつくられた「第三次柄尾市総合計画」および「行政事務改善」等の推進に取り組み、その実効に努める所存であります。

しかし、これらの施策の実現につきましては、私一人の力だけでは到底、成し得ることではございません。

どうか、市民一人ひとりのみなさんからも、特段のご理解とご協力をお願いします。

新春にあたり、市民のみなさんのご健勝とご多幸を心から祈念いたします。

さて、年頭のごあいさつといたしまして、年頭のごあいさつといたします。

これまで市議会が、最重点の一つとして取り組んでまいりました高速交通時代に対応した道路網の整備につきましては、県道見附・柄尾線の榆原トンネルが完成開通し、交通の流れが大きく変化し、また県道柄尾・田井線を一直線に長岡東バイパスに直結するた

め、長岡市・見附市区域内の路線変更につきましても、両市と県当局のご理解とご協力により変更認可をいただき、また一方、就業の選択の機会の拡大を図り、若者の地域定着を進め、活気あるまちづくりのために他産業の誘致がぜひ必要であり、市議会としてもこれら産業振興対策に積極的に取り組んでおります。円高不況あるいは貿易まさつ等、非常に厳しい環境にあります。が、今後も強力に取り組んでまいりたと存じます。

さて、税制の抜本的見直しをはじめ、公共事業の補助率引き下げ等、ますます厳しい情勢になってきておりますが、層努力して行きたいと考えます。

さて、税制の抜本的見直しをはじめ、

公共事業の補助率引き下げ等、ますま

に、長岡市・見附市区域内の路線変更につきましても、両市と県当局のご理







# おもな建設事業

## 特別会計

会計名	区分	金額
国民健康保険事業	予算現額	12億3,577万円
	収入済額	3億8,829万円
	支出済額	7億9,812万円
老人保健医	予算現額	9億9,973万円
	収入済額	3億8,191万円
	支出済額	6億0,317万円
下水道事業	予算現額	13億4,705万円
	収入済額	3億8,747万円
	支出済額	9億6,115万円
簡易水道事業	予算現額	1,180万円
	収入済額	1,130万円
	支出済額	734万円

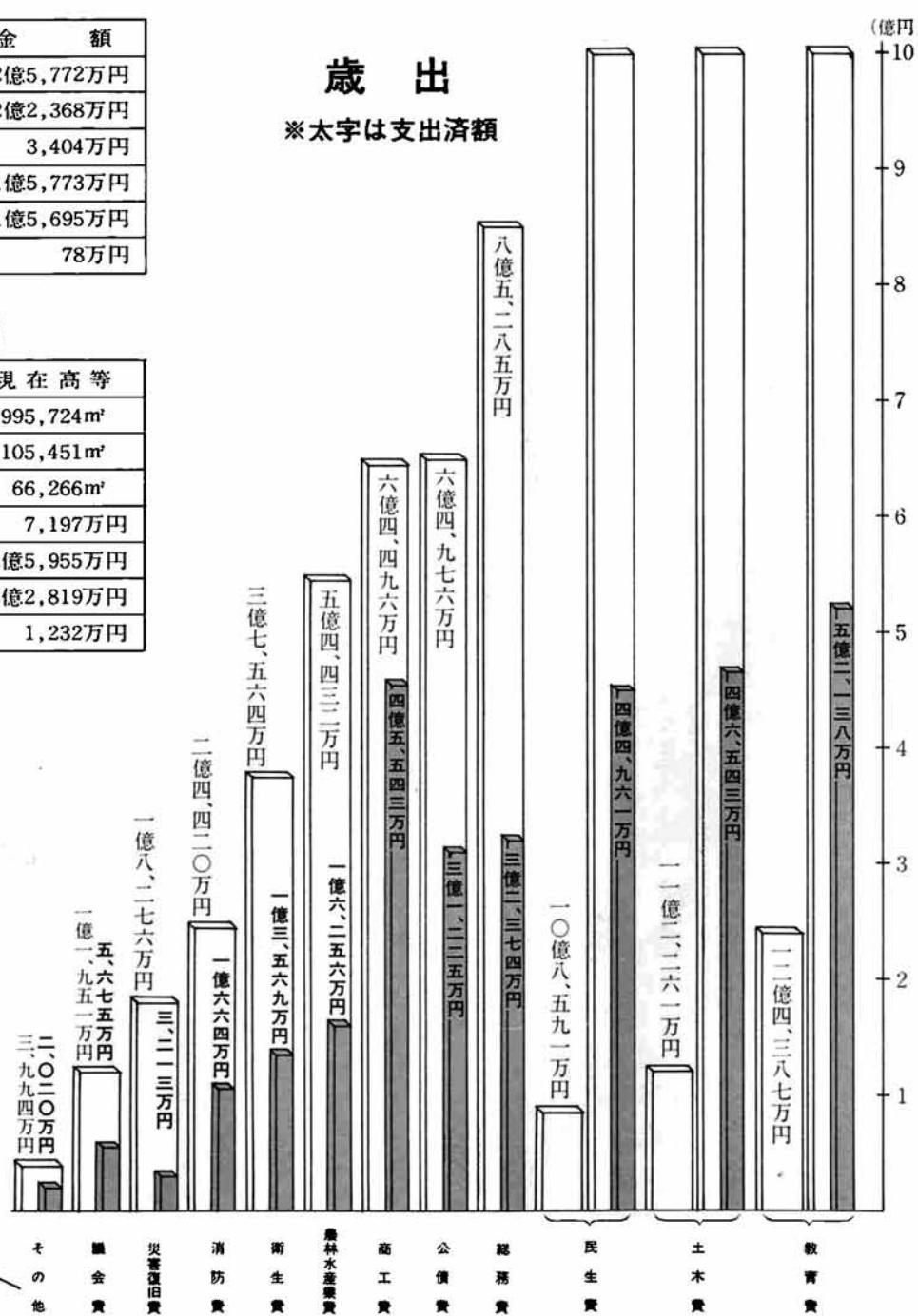
## 企業会計

会計名	区分	金額
ガス事業	収益	2億5,772万円
	費用	2億2,368万円
	利益	3,404万円
水道事業	収益	1億5,773万円
	費用	1億5,695万円
	利益	78万円

## 市の財産

財産の種類	現在高等
土地	995,724m <sup>2</sup>
建物	105,451m <sup>2</sup>
山林	66,266m <sup>2</sup>
有価証券出資等	7,197万円
積立金	12億5,955万円
土地開発基金	2億2,819万円
高齢者等肉牛飼育基金	1,232万円

その他の内訳	
労働費	3,081万円 1,741万円
諸支出金	513万円 279万円
予備費	400万円 0万円



## 活力あるまちづくりのために

## 71億円をこのように使っています

### 財政状況のお知らせ 61年度上半期 (4.1~9.30)

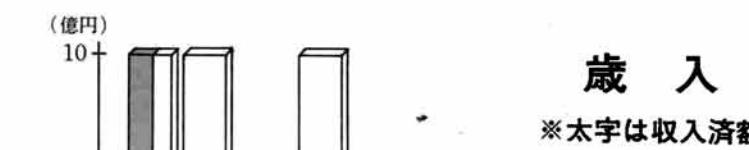
伸びが低滞しています。

一方、歳出では、当初計画の建設事業も順調に進んでおり、国の補助事業の追加もあって、道路改良事業など一部を残すのみとなっています。

今後も健全財政を堅持し、市政の進展を図ります。

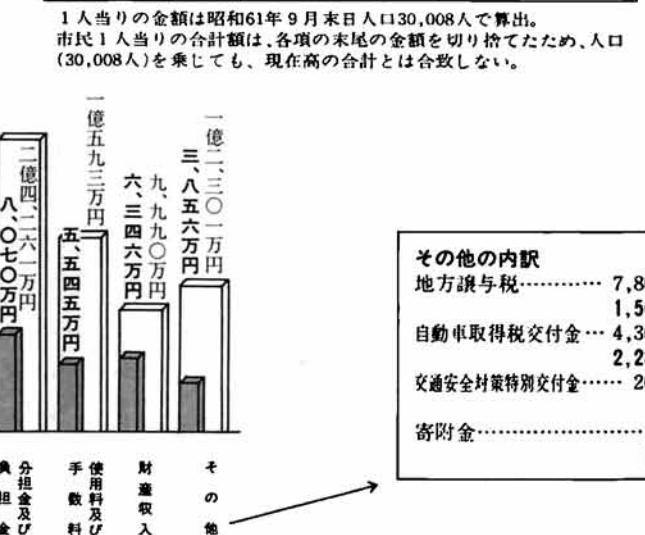
## 市税収納状況

科目	予算現額	収入済額
固定資産税	6億6,055万円	3億5,861万円
市民税	5億5,317万円	2億8,348万円
電気税	9,689万円	4,786万円
市町村たばこ消費税	9,222万円	5,257万円
軽自動車税	2,739万円	2,964万円
ガス税	458万円	276万円
特別土地保有税	72万円	89万円
入湯税	10万円	4万円
計	14億3,562万円	7億7,585万円



## 市債現在高

借入金	現在高	市民1人当り
大蔵省	26億4,432万円	8万8,120円
郵政省	7億6,952万円	2万5,643円
公営企業金融公庫	7億0,755万円	2万3,578円
市中銀行等	2億7,731万円	9,241円
共済組合等	1億2,692万円	4,229円
新潟県	5,682万円	1,893円
保険会社引受団	900万円	299円
計	45億9,144万円	15万3,003円



その他の内訳	
地方譲与税	7,800万円 1,563万円
自動車取得税交付金	4,300万円 2,280万円
交通安全対策特別交付金	200万円 0万円
寄附金	1万円 13万円



# おしらせ版

発行 新潟県板尾市長 編集 板尾市総務課 ☎(0258)52-2151

62  
1,10

## 保育所(園)入所(園)児を 再募集いたします

昭和62年4月からの保育所(園)の入所(園)募集は、昨年12月13日で締め切りましたが、下記保育所(園)では定員にまだ若干余裕がありますので、入所(園)希望者の再募集の受け付けをいたします。

入所(園)希望者は、お早めに入所(園)申し込み書〔市福祉事務所および市内保育所(園)に用意してあります。〕を市福祉事務所(市役所2階)か入所(園)希望保育所(園)に提出してください。

区分	保育所(園)名	所在地
公立	中央保育所	山田町
	白山保育所	天下島
	東が丘保育所	東が丘
	大野保育所	大野町
私立	芳香幼稚園	大町
	善昌寺保育園	原町
	双葉保育園	谷内2丁目
	明星保育所	板堀
	曹源寺保育園	北荷頃
	みどり保育園	下樺出
	上塩保育園	大野原

## 乳児医療費の一部負担金を改正

乳児の医療費助成制度にともなう一部負担金が、昭和62年1月1日からつぎのように改正になりました。

通院の場合 医療機関ごとに1月につき400円が800円になりました。  
入院の場合 医療機関ごとに1日につき300円が400円になりました。

円高の進展等とともに、急速に雇用失業情勢が悪化し、雇用の安定のための施策を講ずべき地域として、新潟県内では板尾市を含め九市町村が労働省から指定を受けました。

## 事業主のみなさんへ 緊急雇用安定地域として 板尾市を指定

昭和61年12月5日から1年間

指定期間は一年間で、その間、つぎの制度について拡充が図られることになりましたので、おしらせいたします。

▼従前は、業種が指定されましたが、指定期間中はいまましたが、すべての業種が適用対象となります。

▼指定地域に所在する事業主であって、景気の変動など経済的理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業・教育訓練または出向を行った事業主。

▼休業の場合 ①支払った休業手当の四分の三(大企業は

◎事業活動の縮小とともに雇用調整を行つた事業主。  
②従前は、業種が指定されていましたが、指定期間中はつぎにより、すべての業種が適用対象となります。

▼指定地域に所在する事業主であつて、景気の変動などで、景気の変動など経済的理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業・教育訓練または出向を行つた事業主。

※助成率

▼高齢者(五十五歳以上)、身体障害者および精神薄弱者、同和関係住民、母子家庭の母などを雇入れた場合のほか、つぎの人を雇入れた場合も支給対象となります。

▼指定地域の事業所を離職した人(離職を余儀なくされた人で、失業状態にある人)であつて、雇入れの日現在四十五歳以上の人を指定期間に中に雇入れた場合。ただ

※助成率

▼雇用安定のために各制度の利用手続きおよび詳細については、長岡職業安定所板尾分室(52局2333番)におたずねください。

（国税局税務相談室長岡分室担当）

▽一月二十六日(月)、午前十時から午後三時まで。  
▽市役所一階会議室

▽一月二十六日(月)、午前八時三十分から午後五時まで。  
▽市民課国民年金係(2階)

▽家庭児童相談室(本町六番二号、二階)

▽家庭児童相談室(本町六番二号、一階)

▽毎週水曜日、午前十時から午後三時まで。  
▽社会福祉協議会(本町六番二号、一階)

▽毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

▽毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

▽市文化センター(相談室)

## 青少年問題相談

▽毎週月曜日から金曜日については、午後九時から午後四時まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

▽毎週水曜日、午前十時から午後三時まで。

▽社会福祉協議会(本町六番二号、一階)

▽毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

▽毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

▽毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

▽毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

▽毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

▽毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

▽毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

▽毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

～除雪に迷惑、夜間の路上駐車はやめましょう～

## 生徒を募集します

県立板尾高校定時制

新潟県立板尾高等学校定時制では、昭和六十二年度入学志願者を広く募集しています。同校定時制は、新潟県内唯一の昼・夜間三部制の定時制高等学校として、勤学の精神に燃えた多くの若者たちが学

んでいます。  
入学生には、次のような特典があります。  
生徒への特典

①教科書の無償配付。  
②授業料および学校納入金は少額です。

③修学奨励金の貸与を受けられます。  
④給食費の一部を補助します。  
(夜間部のみ)

⑤有職の希望者には、月額七千円が貸与され、卒業した人は返還する必要があります。  
⑥入院一日につき三百円が八百円に。  
⑦院内一日につき三百円が四百円に。(ただし、低所得者は据え置きで、三百円の二か月限度)

老人保健法の改正により、一部負担金が一月一日から次のようにかわりました。  
外來一か月につき四百円が八百円に。  
一部負担金が一月一日から次のようにかわりました。  
外來一か月につき四百円が八百円に。  
一部負担金が一月一日から次のようにかわりました。  
外來一か月につき四百円が八百円に。  
一部負担金が一月一日から次のようにかわりました。  
外來一か月につき四百円が八百円に。

度間の負担の不均衡が拡大し、国民健康保険に大きな負担がかかりています。

この老人医療費をどのように適正なものとし、国民全体がいかに公平に負担し合つて安心して老後を託せるよう、制度の確立を図つたもの

です。

▼昭和六十二年三月十七日(火)

▼昭和六十二年二月六日(金)から二月十三日(金)の正午まで。

▼昭和六十二年三月十七日(火)

▼昭和





# 水田農業確立対策大綱骨子等の概要

項目	内容																									
1. 趣旨	○稲作・転作を通じる生産性の向上 ○需要の動向に応じた計画生産 ○輪作農法の確立(稲作・転作の合理的組合せ)																									
2. 実施期間	6年間(前期3年、後期3年)																									
3. 転作実施規模	前期目標 77万ha																									
4. 目標配分	○行政と生産者団体の共同責任で双方が協議決定し、配分通知は両者が行う。 ○生産者団体は極力農業者別配分を行うよう努める。																									
5. 水田農業確立助成金	<p>○基本的な考え方 → 構造政策を重視した助成措置</p> <p>○水準と体系</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>次期</th> <th>現行</th> <th>削減額</th> </tr> <tr> <td>転作</td> <td>一般作物 永年性作物等 特例作物 保全管理 通年施行 (うち特別豪雪地域)</td> <td>20千円/10a 25 7 7 7 (9)</td> <td>27(特定作物42)千円/10a 50(林地等 27) 22(野菜)~27(その他) 22 22 (25)</td> <td>△7~△22千円/10a △2~△25 △15~△20 △15 △15(△16)</td> </tr> </table> <p>基本額の削減</p> <p>他の作物への転換を重視した奨励措置</p> <p>加算額を重視 ・生産性向上の誘導 ・農協の役割重視</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>生産性向上等加算</th> <th>地域営農加算</th> </tr> <tr> <td>一般作物</td> <td>20(県特認10)千円/10a</td> <td>10千円/10a</td> </tr> <tr> <td>永年性作物等</td> <td>20(同上 10)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>特例作物</td> <td>5(同上 5)</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>(現行)</p> <table border="1"> <tr> <th>1種</th> <th>2種</th> </tr> <tr> <td>千円/10a 15 20</td> <td>千円/10a 10</td> </tr> </table> <p>生産性向上等加算</p> <p>地域営農加算</p> <p>特認</p> <p>1種 加算 2種 加算</p> <p>基礎額</p> <p>(予定)</p> <p>○加算体系</p> <p>構造政策の推進・農協の役割重視</p> <p>{△新設} {○拡充}</p> <p>△規模拡大加算 → 地区要件、農業者要件(40ha以上の転作)</p> <p>△生産組織加算 → 2種以上の基幹作業(各3ha以上)おおむね1ha以上の受託作業</p> <p>△團地加算 → 転作田が完全に地続き(3ha以上等)</p> <p>△畑転換加算 → 地区内水田の1/2以上畑転換</p> <p>△畜産複合加算 → 3年以上の利用計画、原則1ha以上団地又は0.5ha以上で地区内に2以上</p> <p>○△産地形成加算 → 農協主導、1農協1作物、中長期販売計画、生産出荷協定</p> <p>△特認加算 → 知事が地方農政局長と協議</p> <p>△地域営農加算 → (農協主導) ①水田利用合理化計画策定 ②基金造成 ③目標配分、実施計画の提出</p> <p>○交付期間の一部短縮 → 林地・養魚池等について現行3年を1年に短縮</p> <p>○交付方法 → 集団交付制度の創設 ○対象集団 → 生産組織、集落、農協、市町村 ○要件 → 構成員の同意(受領・使途等)等</p>	区分	次期	現行	削減額	転作	一般作物 永年性作物等 特例作物 保全管理 通年施行 (うち特別豪雪地域)	20千円/10a 25 7 7 7 (9)	27(特定作物42)千円/10a 50(林地等 27) 22(野菜)~27(その他) 22 22 (25)	△7~△22千円/10a △2~△25 △15~△20 △15 △15(△16)	区分	生産性向上等加算	地域営農加算	一般作物	20(県特認10)千円/10a	10千円/10a	永年性作物等	20(同上 10)	10	特例作物	5(同上 5)	5	1種	2種	千円/10a 15 20	千円/10a 10
区分	次期	現行	削減額																							
転作	一般作物 永年性作物等 特例作物 保全管理 通年施行 (うち特別豪雪地域)	20千円/10a 25 7 7 7 (9)	27(特定作物42)千円/10a 50(林地等 27) 22(野菜)~27(その他) 22 22 (25)	△7~△22千円/10a △2~△25 △15~△20 △15 △15(△16)																						
区分	生産性向上等加算	地域営農加算																								
一般作物	20(県特認10)千円/10a	10千円/10a																								
永年性作物等	20(同上 10)	10																								
特例作物	5(同上 5)	5																								
1種	2種																									
千円/10a 15 20	千円/10a 10																									
6. 制度の内容	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>一般作物 永年性作物等 特例作物</td> <td>永年性作物等及び特例作物以外の作物 水田から畑等への転換を伴う作物等 需給が緩和状況にある作物等</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定作物」の廃止 → 「一般作物」への編入</li> <li>「特例作物」の新設 → 一般作物の野菜等を編入</li> <li>林地、養魚池等 → 「永年性作物等」に区分変更</li> </ul>	区分	内容	一般作物 永年性作物等 特例作物	永年性作物等及び特例作物以外の作物 水田から畑等への転換を伴う作物等 需給が緩和状況にある作物等																					
区分	内容																									
一般作物 永年性作物等 特例作物	永年性作物等及び特例作物以外の作物 水田から畑等への転換を伴う作物等 需給が緩和状況にある作物等																									
(1) 作物区分見直し  (2) 新しい転作作物  (予定)	<p>○飼料用米</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕組 生産は場を特定(他用途米は不特定) → 全量出荷 生産者と実需者の自主的取り組み</li> <li>生産出荷契約 生産者 ←→ 集荷業者 ←→ 実需者 流通契約</li> <li>要件 ①飼料米生産計画等の知事承認(生産者・団体) ②生産者団体が指定した多収品種 ③1枚を単位として作付され、1ha以上の連担団地 ④農産物検査法の受検玄米</li> <li>確認 ①市町村長は作付面積、全量収穫等を確認 ②食糧事務所は、全量の乾燥調製、封印等を確認</li> </ul> <p>○地力増進作物</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>県が指定した作物(例えはレンゲ等)の作付</li> <li>稲作期間との重複作付</li> <li>良好な栽培管理</li> </ol>																									
(予定)	<p>○被寄水田カウントの制度化 ○2期・3期定期着分カウントの継続</p> <p>○かい廃カウントの対象拡大(現行公共かい廃、土地区画整理事業に限定 → 1ha以上の全てのかい廃)</p> <p>用途の拡大～もちら他用途利用米の導入等</p>																									
7. 推進体制	○生産者、生産者団体の主体的責任を持った取り組みを基礎 ○行政と生産者団体とが役割分担を明確にし、協調一体化した推進																									
8. 公平確保措置	○目標未達成面積の加算措置(現行措置の継続) ○転作実施状況に着目し、食管制度関連助成措置等の取扱いに差を設ける。																									

# 水田農業確立対策大綱骨子等の概要

## 昭和62年度転作等目標面積

区分	水田農業確立対策 前期対策目標面積	水田利用再編対策 第3期対策目標面積	増加面積	増加率
全国	770,000ha	600,000ha	170,000ha	28.3%
新潟県	29,990ha	20,820ha	9,170ha	44.0%
柏尾市	323.2ha	218.4ha	104.8ha	48.0%

# 農家のみなさんへ 水田農業確立対策 についておしらせ

## 水田農業確立対策 についておしらせ

用再編対策」の次期対策、いわゆるポスト三期対策として「水田農業確立対策」の大綱が国から示されるとともに、昭和六十二年度転作等目標面積および事前売り渡し申し込み限度数量の柄尾市配分を受けました。

示された大綱は、三度に渡る米の生産過剰の発生を防止するとともに、将来にわたって我が国水田農業の確立に努力する観点から、転作規模において現行の六十万ヘクタールから七十七万ヘクタールになったことに加え、助成金（現行の転作奨励金）についてもこれまでの他作物への転換を重視した奨励措置という考え方を変え、農業者の主体的取り組みによって、望ましい水田利

用形態に誘導するものとして位置づけられ、総額二十パーセント削減という厳しい内容になっています。

新潟県に配分された転作等目標面積は、前年度に比べ十四パーセント、面積にして九千百七十ヘクタールの増加となり、良質米生産県にとって厳しいものとなりましたが、今回の配分に当たって、均等割配分による転作率格差の圧縮が強い中で、新潟県の主張である「傾斜配分」の強い要請が採り入れられ、転作率は全国最低クラスになっています。

りました。(昭和六十二年度  
転作等目標面積を参照ください  
い。)  
　板尾市としては、稻作・転  
作作物を通して、担い手を中心  
とした生産組織の育成や農  
地流動化による規模拡大等を  
進め、単に転作のみならず、  
水田農業全体としての生産性  
の向上を図ることが、最大の  
課題であると考えます。  
　また、対策の推進に当たっ  
ては、本対策の眼目の一つで  
ある、米の需給均衡を農業者  
自らの問題として受けとめた  
一体となって展開することに  
なっています。つきましては  
みに基づき、団体と行政とが  
対策事業推進のため、農家の  
みなさんの一層のご理解とご

協力をお願ひいたします。  
なお、対策のおもな内容については、次ページの表をご覧ください。

転作対象作物等細部の内容は、まだ未確定です。確定しないおしらせする予定です。  
柄尾市としては、新潟県から配分を受けて、柄尾市農政審議会および生産者団体等と協議を重ね、推進体制の確立、農家配分率等を決定いたします。

個々の農家に対する目標面積通知は、三月上旬の予定です。

問い合わせ

▼詳細については、市農林課 農林係（☎52局五八四七番 内線二七五番）におたずねください。

◎落ち着いて、じょうずに使おう110番

- 事件事故、見たら聞いたら 110 番
  - 不審なときは 110 番
  - あなたを守る 110 番



#### 110番以外の警察通報電話

- 暴力通報用 (025) 283-2424
  - シルバーテレホン (025) 283-4165
  - ヤングテレホン (025) 283-4970
  - 覚せい剤通報用 (025) 283-4279
  - 極左通報用 (025) 284-9303

新嘉坡警察局

火災を出さないために  
石油ストーブ等は  
正しく使いましょう

全国的に石油ストーブ等から火災が発生しています。栃尾市内においても昨年二件の火災があり、いずれも全焼しております。

火災の発生原因は、ちょっとした取り扱いのミス等により、事故となる例が多数を占めています。

家庭等において、暖房機器を長時間にわたり使用する機会の多いこの季節は、火災発生防止を図るため、とくに取り扱い注意事項を守り、正しく使用いたしましょう。

- ②しんを交換したり、必要な点検・整備は、熟練者（販売店）に依頼しましょう。

③給油の際にこぼれた油は、きれいにふき取つてから使用しましょう。

④煮炊きに使用したり、ストーブ上部に干し物など、本来の使用目的以外には使用しないようになります。

⑤部屋を離れたり外出すると、火は、必ず消火しましょう。

⑥器具の周囲は、つねに整理整とんに努め、器具取り扱

# 市民のみなさんへ

## 栃尾市

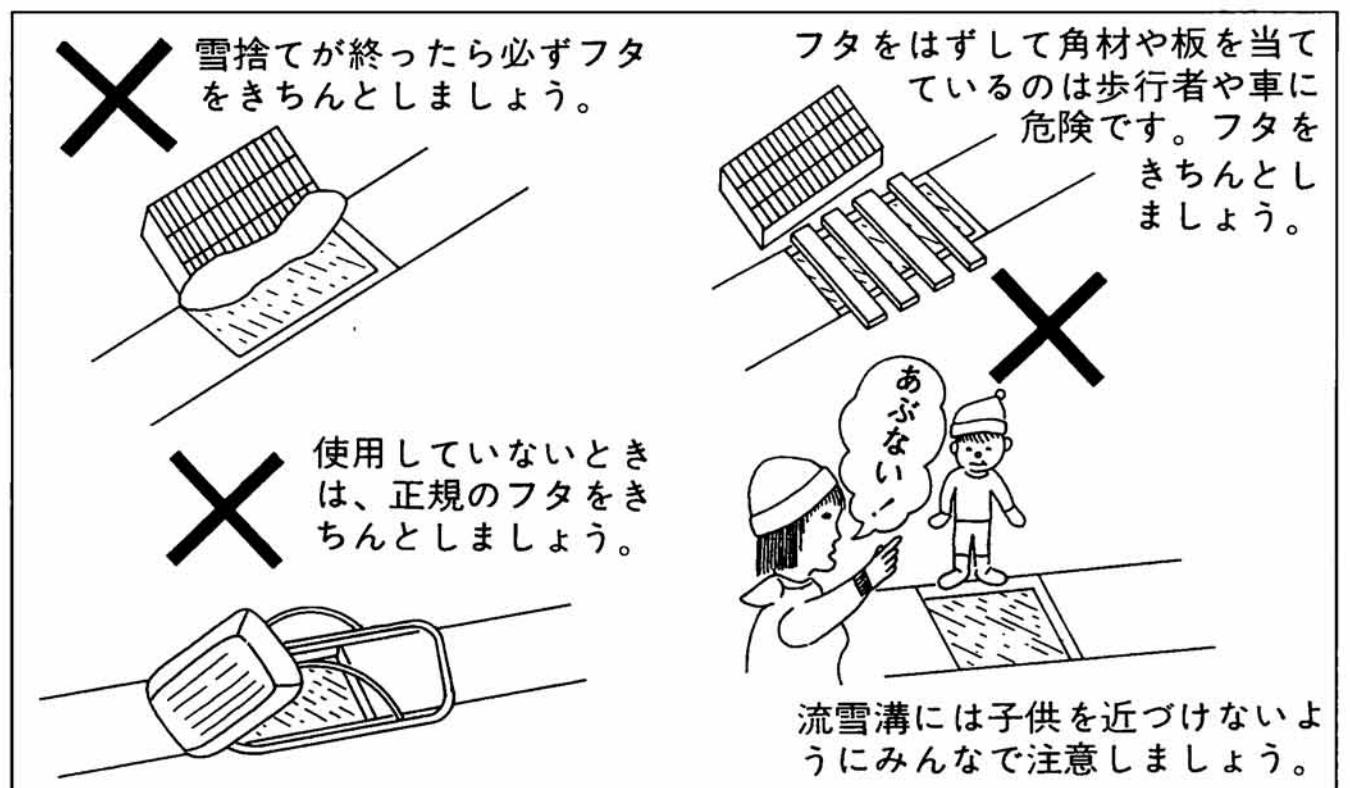
降つたりやんだりの雪に一喜一憂している毎日ですが、この宿命の雪に対して、みなさんは屋根の雪降ろしや、道路の確保などに毎日奮闘されていることだと思います。

冬期間は、各地区で流雪溝の口が開き、道路上には大型除雪機械がひんぱんに行き来するなど

危険がいっぱいの状態が続きます。  
市民全員が、事故のない冬を過ごし、明るい気持で春を迎えられるよう、一人ひとりが事故防止について再確認をしていただくようお願いいたします。

## 流雪溝「投入口」の管理について

みなさんのご協力で流雪溝は大きな効果を上げていますが、反面、フタの閉じ忘れによる転落事故が起きるなど、危険もいっぱいです。流雪溝を利用するにあたっては、ぜひ下記のことを守っていただき、事故を起こさないように願います。



流雪溝には子供を近づけないようにみんなで注意しましょう。

## 屋根の雪おろし等について

・家屋等の屋根の雪おろしにあたっては、出来るだけ早めに行い、倒壊の防止に努めてください。

・道路交通確保のため、除雪したあとの道路上へは、屋根雪やその他の雪を出さないでください。やむを得ないときは、雪を整理する人を必ず付け、交通に支障のないよう道路の端へ積み上げてください。

・除雪作業を実施している時は、事故防止のため、除雪機械に近寄らないでください。

・道路上への駐車は、除雪作業を困難または不能にします。路上駐車は絶対にしないでください。

## なだれに注意しましよう

なだれの発生しやすい時期です。通勤、通学時など、なだれ事故にあわないよう、万全の注意をしてください。なだれの発生しやすいのは次のようなときです。

表層なだれ

・急傾斜の斜面に発生しやすく、特に常時雪底や吹きだまりができる斜面に多発します。

## 火災等の防止について

・外出前、就寝前の火の元点検を必ず行い、火災を出さないよう注意してください。

・二階以上の階及び雪中の火災発生時の避難は困難となります。二方向避難ができるよう階段や避難口を確保（除雪）し、人命の保護に努めてください。

・消防車、救急車の通行に支障のないよう、屋根の雪おろし等に注意し、道路の確保をしてください。

・プロパンガスを使っている家庭では、雪おろしなどでプロパンガス容器や配管に損傷をあたえないよう注意してください。

・気温が低いとき、すでにある積雪の上に、短期間に大量の降雪があつた場合に発生しやすい。

・零度以下の低温が続くと発生しやすく、特に一月・二月に多発しています。

・全層なだれ